

保護者の皆様へ

四万十市教育委員会
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症と確認された児童・生徒への対応について

この度、厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の見直しが行われました。

今回の見直しで療養期間は短縮されますが、保健所から指示を受けた療養期間が終了した後も感染リスクが残存することから、「有症状患者の場合は発症日から10日間（無症状患者の場合は検体採取日から7日間）を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いすること」とされています。

国や県の方針に従い新型コロナウイルス感染症の有症状患者と確認された児童・生徒については、7日間の療養期間を終了した後であっても、学校内での感染拡大を防ぐために、家庭及び学校における感染防止対策へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について

	9月7日以降に陽性となった人の療養期間	9月6日までに陽性となった人の療養期間
有症状患者	発症日から7日間（8日目解除）	発症日から10日間（11日目解除）
無症状患者	検体採取日から7日間（8日目解除） *ただし、5日目に薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に解除	検体採取日から7日間（8日目解除）

※患者の療養期間については、保健所から本人に指示があります。

ただし、有症状で9月6日までに陽性の診断を受け、現在療養期間中である児童・生徒については、保健所業務のひっ迫により療養期間の短縮について連絡がない場合があります。保健所から連絡がない場合においても、療養期間を発症日から7日間に短縮することができます。

※無症状患者で療養期間を短縮する場合には、5日目の検査での陰性確認ができていることを、学校の管理職に連絡をお願いします。

2 感染対策に対するご協力のお願い

- ・ **有症状患者の場合は10日間(無症状患者で療養期間を短縮する場合には7日間)が経過するまでの間、学校では以下の感染対策へのご協力をお願いします。**

校内での過ごし方について	学校外での活動について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内でのマスクを外す活動は控える。 ・ 昼食時など飲食時の会話は控える。 ・ 部活動には参加しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校外で行う教育活動には参加しない。 ・ 部活動における公式戦への参加や練習試合、合同練習には参加しない。

3 療養期間等の考え方

○ 有症状患者の場合

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から療養が解除となります。ただし、**10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等**の感染予防行動の徹底をお願いします。

療養期間については、保健所の指示に従ってください。


0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
体調不良 	検査 陽性判明 									
7日間の療養										
10日間の感染予防行動の徹底										
								登校	部活動等	
								○	×	

○ 無症状患者の場合

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養が解除となります。加えて、5日目の薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除が可能とされました。ただし、**7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等**の感染予防行動の徹底をお願いします。

療養期間については、保健所の指示に従ってください。

5日目に薬事承認された抗原定性検査キットで検査を行い登校する場合には、陰性確認ができていることを管理職へ連絡をお願いします。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
	7日間の療養								
	5日間の療養								
					検査 陰性確認 				
	7日間の感染予防行動の徹底								
								登校	部活動等
								○	×

参考:高知県庁ホームページ(健康政策部健康対策課)より

四万十市教育委員会 学校教育課 総務係

電話：0880-34-1136